

◎新潟県告示第63号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和5年1月24日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

監事	新潟市江南区小杉2丁目2番45号	中川	一広
〃	〃 江南区酒屋町452番地乙	谷澤	康雄
〃	〃 江南区笹山198番地	大沢	一衛

就任年月日 令和5年1月11日

2 退 任

監事	新潟市江南区小杉2丁目2番45号	中川	一広
〃	〃 江南区酒屋町452番地乙	谷澤	康雄
〃	〃 江南区笹山198番地	大沢	一衛

退任年月日 令和5年1月10日